

IMAGINE ONE ASIA

ここで、ひとつに。

---

20th Asian Games  
**Aichi-Nagoya 2026**

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)

アクレディテーション規約

---



20th Asian Games  
**Aichi-Nagoya 2026**

## 第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋) ア krediyteeshon kyoiki

私は、第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)(以下「愛知・名古屋2026大会」といいます。)のアジア競技大会ID兼ア krediyteeshon kado(以下「AGIAC」といいます。)及びこの規約に定める臨時パスの発行の条件として、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会(以下「当法人」といいます。)によって定められた以下の規約に同意し、これを遵守します。

1. 私は、アジア・オリンピック評議会(以下「OCA」といいます。)憲章、OCA倫理規程(特に、愛知・名古屋2026大会に適用される競技における不正防止に関する規則を含みます。)及びOCA、当法人又は所属する責任組織から伝えられ私に適用される規則、指示、義務を遵守することに同意します(なお、私は、観客として行動する限りにおいて、当法人が別に定めるチケット購入及び利用に関する規約中の愛知・名古屋2026大会会場への入場及び観覧に関する規定が適用されるものとします)。

私は、これらの規則等を遵守することが、AGIAC又は臨時パスの付与を受ける条件であり、また、AGIAC 又は臨時パスを維持するための条件であることに同意します。

2. 私は、「第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)の参加者及びその他ア krediyteeshon taisho no kosei joho no torikumi ni kansuru shuin」(この規約の別紙1)に記載された個人情報の取扱いに関する定めを読み、理解し、これに同意しました。

3. 私は、自らが負うリスクを承知の上、自己責任の下、愛知・名古屋2026大会(愛知・名古屋2026大会へ参加するための往復の移動及び愛知・名古屋2026大会の準備を含みます。)に参加することに同意します。私は、当法人、日本政府、OCA 及びその他の関連当局による最善の努力にもかかわらず、当該リスクが顕在化する可能性があること、並びに、当該リスク及び/又は当該リスクに対処するための措置が、私の愛知・名古屋2026大会への参加、場合によっては愛知・名古屋2026大会でのパフォーマンスに影響を及ぼさないとは限らないことを理解しました。また、私は、適用法令の下で認められる最大限の範囲内において、当法人及びOCA並びに、それらの役員、従業員、ボランティア、コントラクター及び代理人を、愛知・名古屋2026大会への参加に関連し私が被る可能性のあるいかなる損失、傷害、又は損害に関する一切の責任から免責します。

4. 私は、「第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)のための肖像の撮影及び使用に関する指針」(この規約の別紙2)に記載された愛知・名古屋2026大会における肖像の撮影及び使用に関する定めを読み、理解し、これに同意しました。また、以下の a から d までのいずれについても同意します。

a. 私は、当法人、OCA、又はこれらの者によって承認された第三者によって、動画や写真の撮影、個人の特定又はその他の方法での記録が行われることに同意します。また、当該記録が、アジアにおけるオリンピック・ムーブメントの推進のため、全世界において適用法令上認められている最大限の期間において、いかなる形式/媒体においても、営利及び非営

利の目的で使用されることについて同意します。

- b. 私は、当法人により指定された愛知・名古屋 2026 大会及び関連行事が行われるエリア及び会場(以下総称して「競技大会エリア」といいます。)において、私が撮影、記録又は録音する静止画、動画及び/又は音声(以下総称して「本コンテンツ」といいます。)に係るすべての知的財産権を、私(若しくは私の代理人)の承認又は私(若しくは私の代理人)への補償を要することなく、OCAに譲渡することに同意します。
  - c. 私は、適用法令が許す限り、二次的著作物の創作を含む著作権を放棄すること、及び(放棄が認められない場合には)これを行わないことに同意します。
  - d. 私はOCAが定めるソーシャル及びデジタルメディアガイドライン並びにOCAが追加的に定める要求事項を遵守することを条件として、OCAから本コンテンツを個人的、非営利かつ非宣伝目的で使用する制限的かつ取消可能なライセンスを付与されることを理解し、当該ライセンスの範囲内でのみ本コンテンツを使用することを約束します。
5. 私は、AGIAC及び臨時パスがOCAの独占的な所有物であることを理解しました。また、私がこの規約に同意しない場合及び/又はこの規約を遵守しない場合などにおいて、OCAの独自の裁量により、私に対するAGIAC及び臨時パスの付与が直ちに撤回、停止又はその他の処分の対象とされる可能性があることを理解し、これに同意します。

## 第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋) アクレディテーション規約:別紙1

### 第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)の参加者及びその他アクレディテーション対象者の個人情報の取扱いに関する指針

#### 重要事項 よくお読みください。

本文書は、愛知・名古屋2026大会において、AGIAC又は臨時パスを必要とする参加者及びその他アクレディテーション対象者の個人情報の取扱いに関する重要な情報を記載しています。本文書は、個人情報の利用目的その他の個人情報の取扱い条件に加え、アクレディテーション対象者が適用される個人情報保護法の下でどのように権利を行使できるのかについても説明しています。

アクレディテーション対象者の個人情報は、本文書に記載された利用目的の達成に必要な範囲でのみ利用されます。ただし、その範囲は、愛知・名古屋2026大会におけるアクレディテーション対象者の役割により異なる場合があります。参加者に対して適用される規定の一部が他のアクレディテーション対象者には適用されないことがあります。AGIAC又は臨時パスを申請される場合には、本文書を十分に読み、その内容をご理解ください。

また、当法人は、愛知・名古屋2026大会の運営上必要と認める場合に、本文書の内容を補足又は変更することがあります。本文書に記載のない方法で個人情報を取り扱う場合には、当法人は、適用法令に従って、当該アクレディテーション対象者に対し適切な方法で情報を提供します。

#### 1. 定義

本文書(以下「個人情報取扱指針」といいます。)においては、以下の定義が適用されます。

- a. 「AGIAC」とは、アクレディテーション対象者の身分を証明する「アジア競技大会ID兼アクレディテーションカード」をいいます。AGIACは、アクレディテーション対象者がパスポート(又はそれに相当する渡航文書)と併せて所持することで、日本への入国に際して、査証免除により上陸審査を受けることを可能にするとともに、愛知・名古屋2026大会期間中は、会場やゾーンへのアクセス権と各カテゴリーに応じた役割を遂行するための特権を付与する機能を有します。
- b. 「アクレディテーション対象者」とは、(i)愛知・名古屋2026大会のAGIACを申請し又はその付与を受けた全ての者(参加者のほか、国内オリンピック委員会(以下「NOC」といいます。)、国際競技連盟(以下「IF」といいます。)、アジア競技連盟(以下「AF」といいます。)、当法人、OCA、ホスト放送局、その他メディア関係者及び第5項に規定する個人情報受領者を含みますが、これらに限りません。)、並びに、(ii)愛知・名古屋2026大会の臨時パスを申請し又はその付与を受けた全ての者をいいます。
- c. 「利用目的」とは、第3項に規定する目的をいいます。

- d. 「臨時パス」とは、AGIACの付与を受けていない者又は付与されたAGIACでは必要なアクセス権が認められていない者に対し、一時的な訪問を許可するために発行される記名式のアクレディテーションカードをいいます。臨時パスには「デイパス」と「ゲストパス」の2種類があります。
- e. 「愛知・名古屋2026大会」とは、愛知・名古屋で開催される第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)をいい、スポーツ競技、式典、文化イベント、聖火リレー並びにこれらに関連して当法人及びOCAが主催するその他の活動が含まれます。
- f. 「参加者」とは、愛知・名古屋2026大会に参加するアスリート、コーチ、選手団長、チーム役員、NOCのその他メンバーをいいます。
- g. 「個人情報」とは、アクレディテーション対象者を識別し、又は識別しうる全ての情報をいいます。
- h. 「取扱い」(及びその派生語)とは、自動的な手段によるか否かを問わず、個人情報又は個人情報の集合について実行される作業又は一連の作業をいいます。
- i. 「責任組織」とは、アクレディテーション対象者のためにAGIAC又は臨時パスの申請を行う組織であって、AGIAC又は臨時パスを必要とするアクレディテーション対象者に代わり、所定の個人情報及び他のアクレディテーション情報を収集し、当法人に提出する責任を負うあらゆる組織をいいます。

## 2. アクレディテーション対象者の個人情報の収集

アクレディテーション対象者の個人情報は、愛知・名古屋2026大会の準備、プロモーション、サービス提供、運営、その他の様々な場面で収集されます。たとえば、以下の場面において収集されますが、これらに限りません。

- a. 責任組織を通じてAGIAC又は臨時パスを申請し、愛知・名古屋2026大会への参加登録を行う過程
- b. 宿泊、輸送、食事、支援、医療等のサービス提供を受ける過程
- c. 愛知・名古屋2026大会のために日本に渡航し、又は日本から出国する過程
- d. 愛知・名古屋2026大会において写真や動画が撮影される過程又は愛知・名古屋2026大会に関する報道に関与する過程
- e. アクレディテーション対象者に適用される規則の違反行為若しくはその疑いに係る懲戒処分に関与する過程又はその他愛知・名古屋2026大会に関する法的手続に関与する過程
- f. 愛知・名古屋2026大会に関して実施されるリサーチプロジェクトに関与する過程
- g. 愛知・名古屋2026大会に関連する活動に参加する過程
- h. 愛知・名古屋2026大会の出場資格を得る過程(参加者のみ)
- i. 愛知・名古屋2026大会の競技に参加する過程(参加者のみ)

## j. ドーピングコントロールとその手続に従った過程(参加者のみ)

原則として、当法人は、アクレディテーション対象者の責任組織を通じて、アクレディテーション対象者の個人情報を受け取ります。ただし、第3項に規定する利用目的に必要な場合、当法人は、アクレディテーション対象者の個人情報を第三者から取得することがあります。

## 3. 利用目的

当法人は、以下の利用目的のために、アクレディテーション対象者の個人情報を取扱います。

- a. 参加者を愛知・名古屋2026大会のスポーツ競技その他の活動やイベント(文化・教育活動を含みます。)に参加させ、管理をするため。また、より一般的には、アクレディテーション対象者が、愛知・名古屋2026大会における自身の役割及び使命を遂行し、愛知・名古屋2026大会の準備、参加、出席、及び運営を可能にするため。主な活動には、愛知・名古屋2026大会のAGIAC又は臨時パスの申請の審査と管理(関連する全てのアクセス権と特権を含みます)、AGIAC又は臨時パスの発行、スポーツエントリー、資格システムとアクレディテーション対象者の資格要件の確認、選手団登録プロセス、計画と日程、愛知・名古屋2026大会の会場内における参加者情報の掲示が含まれます。
- b. 愛知・名古屋2026大会の参加のための日本への渡航、滞在、日本からの出国を円滑にするため、また、アクレディテーション対象者に対する利便性向上のためのサービスを提供するため。主な活動には、トラベルサービス、宿泊、食事、その他のサービス(選手団宿泊施設又はその他の宿泊施設におけるもの)、輸送、通信システムの提供が含まれます。
- c. アクレディテーション対象者及び愛知・名古屋2026大会のセキュリティの確保のため。主な活動には、愛知・名古屋2026大会会場及び周辺におけるセキュリティリスクアセスメント、アクセスコントロール及び愛知・名古屋2026大会会場その他関連地域周辺でのビデオ監視が含まれます。
- d. アクレディテーション対象者の健康の維持及び良好な生活環境の保全のため。主な活動には、愛知・名古屋2026大会におけるアクレディテーション対象者への医療、保険、ヘルスケアサービスの提供、アスリートの怪我、疾病、疾患、その他愛知・名古屋2026大会における健康状態の管理と治療が含まれます。
- e. 愛知・名古屋2026大会の競技の品位の保全と、愛知・名古屋2026大会に関する活動におけるOCA憲章並びに参加者及びその他アクレディテーション対象者に適用される規則の遵守の確保のため。主な活動には、愛知・名古屋2026大会のアンチ・ドーピングプログラム(世界アンチ・ドーピング規程及びその他関連規則・規制への違反が疑われる場合の、調査、証拠の捜索及び／又は保全を含みます。)、競技結果の捏造の防止が含まれ、より一般的には、OCA倫理規程及び参加者に適用される関連規則への違反が疑われる場合又は実際に違反した場合の特定、調査、及び法的措置が含まれます。
- f. 愛知・名古屋2026大会及び参加者に関する競技結果の管理並びに公式記録及びその他関連する情報の保存のため。主な活動には、タイムの計測とスコアリング、公式スポーツ結果の集計、検証及び公表、統計の作成(将来のアジア競技大会の計画や最適化プロセスの支援等を目的とするもの)、歴史的、科学的その他の研究プロジェクト(スポーツによる怪我や疾病の

予防等)で、愛知・名古屋2026大会期間中及び大会後に実施されるものが含まれます。

- g. 愛知・名古屋2026大会の準備、プロモーション、運営、可能な限り広い範囲でのメディア報道及びそのレガシーの確保のため。主な活動には、愛知・名古屋2026大会及びそのレガシーに関連するあらゆるコンテンツについて、既存又は将来開発されるあらゆる媒体、フォーマット、技術を通じて、当法人又はホスト放送局及びその他メディアによって放送、出版、又は発信することや、愛知・名古屋2026大会を取材するメディアに対する参加者の紹介及び関連サービスの提供が含まれます。
- h. 法的義務の履行のため。主な活動には、当法人が適用法令に基づき当局に対する個人情報の開示をすることが含まれます。
- i. アクレディテーション対象者に対する連絡並びに愛知・名古屋2026大会、当法人、OCA及びアジアにおけるオリンピック・ムーブメントの活動に関する情報の提供のため。主な活動には、電子メール又はその他手段による愛知・名古屋2026大会関連の活動に関する情報の送付、プロモーション又はマーケティングに関する情報の提供が含まれます。

## 4. 取り扱われる個人情報のカテゴリー

当法人が利用目的のために取り扱う個人情報の内容は以下のとおりです。

- a. 経歴情報  
氏名、国籍、生年月日、性別、顔画像、身分証明書情報(種類、番号、有効期限)
- b. 連絡先及び渡航情報  
住所、メールアドレス、電話番号、ソーシャルメディアアカウント、航空券の予約番号、到着・出発情報等
- c. 生体情報  
身長、体重、生体認証データ、血液・尿サンプル、病気、怪我、感染症に関する情報等
- d. 愛知・名古屋2026大会への参加に関連する情報  
アクレディテーション番号、参加競技・種別、所属チーム、競技成績・結果、大会における役割、所属NOC、所属IF/AF、登録番号、競技に関する経歴情報等
- e. 健康状態に関連するデータ  
医師の紹介状と処方箋、健康診断結果、検査結果、レントゲン写真等
- f. その他の関連情報  
第3項に規定する利用目的のために必要な関連情報(参加者に適用される規則遵守やアンチ・ドーピングプログラムの実施に必要な情報を含みますが、これらに限定されるものではありません。)

利用目的のために必要と認められる場合(例:アクレディテーション対象者が16歳未満の場合又は適用法令に基づき行為能力を有しない場合)には、当法人は、アクレディテーション対象者の親権者、法定代理人又は随行者の個人情報を併せて取り扱う場合があります。アクレディテーション対象者は、これらの者に対して、個人情報取扱指針の記載内容を伝えなければなりません。

また、個人情報、通常は秘密情報として取り扱われますが、経歴情報や愛知・名古屋2026大会の競技への参加に関する情報、ア krediyteeshon taishoj ni toudyosareru quyoy tuihan ni kansuru jooohun nado ni tsuite wa、個人情報であっても個別の同意なく公開される場合があります。

## 5. 個人情報受領者

当法人は、利用目的を達成するため、保有する個人情報(第4項c及びeに記載のものを含まず。この項において同じ。)を、当法人に対するサービス提供者又は当法人の代理で活動する第三者に開示することがあります。

また、以下の受領者は、愛知・名古屋2026大会に関連する業務や責務を果たすために、個人情報にアクセスことができ、当法人は、利用目的の達成のため、当該受領者に対して個人情報を提供することができるものとします。

- a. OCA
- b. 愛知・名古屋2026大会における参加者の競技実施に責任を有するIF/AF
- c. 愛知・名古屋2026大会に向けて参加者を選定し参加させるNOC
- d. 政府機関等の公的機関  
適用法令に基づき、愛知・名古屋2026大会の準備、プロモーション、運営を支援し、愛知・名古屋2026大会のセキュリティの確保と開催国への入出国管理に責任を持つ政府機関等の公的機関
- e. スポーツ仲裁裁判所(CAS)
- f. 愛知・名古屋2026大会に係るアンチ・ドーピングプログラムの実施に関する任務を委託された国際検査機関(ITA)
- g. 世界アンチ・ドーピング規程に従ってアンチ・ドーピングに関する業務を遂行する世界アンチ・ドーピング機構(WADA)及びその他アンチ・ドーピング組織
- h. ア krediyteeshon taishoj e hoken saabisu o toudyosuru hoken kaisha
- i. 愛知・名古屋2026大会のために滞在している間に、ア krediyteeshon taishoj ni tsuite wa ikaeru saabisu o toudyosuru ikaeru kaisha tsumi ikaeru shijoo
- j. 愛知・名古屋2026大会を報道し、情報発信をする放送局及びその他メディア
- k. 愛知・名古屋2026大会のマーケティングパートナー
- l. ア krediyteeshon taishoj ni tabi ryoo tsumi wa shoojokan renran no saabisu o toudyosuru shijoo
- m. アジアにおけるオリンピック・ムーブメント又はその他将来のスポーツ・文化イベントのため、愛知・名古屋2026大会のレガシー及び知識の承継先として、当法人及び/又はOCAによって指定された組織

上記受領者は、利用目的の達成のために、当法人から受領したア krediyteeshon taishoj no jooohun jooohun o、受領者が従来から保有していた情報と組み合わせ又は補完する場合があります。ア krediyteeshon

ディテーション対象者は、各受領者の業務内容、活動及び個人情報の取扱いに係る追加の情報については、受領者のウェブサイトやその他公開情報においてご確認ください。

### 6. 個人情報の取扱根拠

アクレディテーション対象者の個人情報の取扱いは、以下のいずれか又は複数の法的根拠に基づいて行われます。

- a. 参加者が愛知・名古屋2026大会に円滑に参加できるようにするため。また、より一般的には、愛知・名古屋2026大会に関連して、アクレディテーション対象者が自身の役割及び使命を遂行できるようにするため。(第3項a及びb参照)
- b. 愛知・名古屋2026大会におけるセキュリティの確保、アンチ・ドーピング活動の実施、ドーピングに関与していないアスリートの保護、競技結果の捏造の防止、愛知・名古屋2026大会の推進と一般市民への周知という重要な公益目的の達成のため。(第3項c、e、f及びg参照)
- c. アクレディテーション対象者が適用される各種規程(OCA憲章、OCA倫理規程、愛知・名古屋2026大会に適用されるOCAアンチ・ドーピング規則、世界アンチ・ドーピング規程を含みます。)を遵守することを確保し、愛知・名古屋2026大会とそのレガシーを推進することに関する当法人の正当な利益のため。(第3項e及びg参照)
- d. 利用目的のための個人情報の取扱いを許容する適用法令並びに当法人及び第5項に規定する受領者に課される法的義務の遵守のため。(第3項参照(特に第3項e及びhを含みますが、これらに限りません。))
- e. 医療サービスを提供する際の参加者及びその他アクレディテーション対象者の重要な利益を保護するため。(第3項d参照)
- f. アクレディテーション対象者の明示的な同意に基づく場合。(適用法令によって受領者の同意が要求される場合における第3項i参照)

### 7. 個人情報の保持期間

個人情報取扱指針に基づき収集されたアクレディテーション対象者の個人情報は、原則として、愛知・名古屋2026大会の終了後当法人が解散した後に当法人が保持することはありません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲に限り、より長期間保持される場合があります。これには、記録的側面から重要とみなされる情報(競技結果や重要な経歴に関する情報等)を第3項f及びgに定める目的に必要な範囲で保存する場合や、OCA憲章その他アクレディテーション対象者に適用される規則の遵守に関する情報を第3項e及びhに定められた目的のために取り扱う場合が含まれますが、これらに限りません。

なお、アンチ・ドーピング活動に該当する保持期間は、世界アンチ・ドーピング規程の一部であるプライバシーと個人情報の保護に関する国際標準別紙Aに記載されており、参加者の個人情報は、WADA、OCA及びITAにより、最長10年又は無期限に保持される場合があります。

## 8. 個人情報管理

当法人は、適用法令に基づき、個人情報を正確かつ安全に管理し、紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、適切な情報セキュリティ対策を含む安全管理措置を講じます。

## 9. 域外移転

当法人は、利用目的のため、ア krediyteeshon taisho no juuzhuo no kuni igai (欧州経済領域(以下「EEA」といいます。)域内に居住する利用者についてはEEA域外)の第三国にア krediyteeshon taisho no jorin jorin o shuyaku suru baai (以下「域外移転」といいます。)があります。これらの国にはア krediyteeshon taisho no juuzhuo no kuni ookeru shuyaku rei ni hikite jorin jorin no hogo no reberu ga hiai no kuni ga oomaremasu.

当法人は、域外移転する場合には、適用法令の定めに従い、以下を実施します。

- a. 利用者が日本に居住している場合には個人情報保護法第28条第1項の定める個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法第4章第2節の趣旨に沿った措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備します。
- b. 利用者がEEA域内に居住している場合には GDPR 第46条第2項の定める標準契約条項の締結等の個人情報の保護に関し必要とされる措置を講じます。
- c. 利用者が英国に居住している場合にはUKGDPR第46条第2項の定める標準契約条項の締結等の個人情報の保護に関し必要とされる措置を講じます。
- d. 利用者が中国に居住している場合には利用者から同意を取得し、移転先となる個人情報の受領者との間で標準契約を締結したうえで、越境移転に伴うリスクを把握し、当該リスクを低減するために必要に応じて個人情報保護影響評価を実施します。
- e. その他の国又は地域に居住している場合には、当該国又は地域の適用法令に従い、本人の同意取得、標準契約条項の締結、リスク評価その他の必要な措置を講じます。

## 10. 個人情報のアクセス・訂正・削除等の権利

ア krediyteeshon taisho wa, shuyaku rei ni hikite jorin jorin no kuni ookeru shuyaku rei ni hikite jorin jorin no hogo no reberu ga hiai no kuni ga oomaremasu.

- a. 個人情報へのアクセスを求める権利
- b. 個人情報の削除を求める権利(忘れられる権利)
- c. 個人情報の訂正を求める権利
- d. 個人情報の利用を制限する(処理を停止する)権利
- e. 一定の条件を満たす場合、個人情報を構造化され、機械によって読むことができる形式で受領することができる権利(データポータビリティの権利)



【DataRep社にWebフォームで問合せをする】

[www.datarep.com/data-request](http://www.datarep.com/data-request)

【DataRep社に郵送で問合せをする】

最も近いDataRep社の拠点に郵送ください。

<参考:郵送による問合せ先(EEA域内及び英国の代理人)>

※郵送による問合せの場合、宛先には必ず「DataRep」と記載いただき、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会(AINAGOC)宛てとはしないでください。また、書状の中では明確に「公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会(AINAGOC)」を記載してください。

## 第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋) アクレディテーション規約:別紙2

### 第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)のための肖像の撮影及び使用に関する指針

#### 1. 肖像の撮影及び使用

アクレディテーション対象者は、愛知・名古屋2026大会において、動画や写真に撮影される可能性があります。愛知・名古屋2026大会においてアクレディテーション対象者の肖像は、関連情報とともに、愛知・名古屋2026大会の報道の一環として、又は、愛知・名古屋2026大会の周知及びアジアにおけるオリンピック・ムーブメント推進のために使用される可能性があります。

アクレディテーション対象者は、愛知・名古屋2026大会が国際的かつ歴史的に意義のある特別な行事であることを理解し、参加を承諾することにより、愛知・名古屋2026大会において動画や写真に撮影されること、テレビで放映されること、インターネットその他の媒体で配信されること、本人が映像や音声により認識可能となること、その他録画・録音されることについて、いずれも同意したものとします。

また、同様に、アクレディテーション対象者は、参加を承諾することにより、撮影又は記録された肖像は、氏名、容貌、声、パフォーマンス及び経歴情報とともに、当法人、OCA又はこれらの者によって承認された第三者(アジア競技大会やアジアユース競技大会の組織委員会、NOC、IF/AF、愛知・名古屋2026大会のマーケティングパートナー、ホスト放送局、ニュースメディア、ソーシャルメディアプラットフォーム、ITA、JADA等)により、複製、頒布、公衆送信、又は公表等の方法で利用されることについても同意したものとします。

なお、かかる利用は、そのコンテンツやフォーマットを問わず、既存又は将来のあらゆるメディアやテクノロジーを使用したものを含み、愛知・名古屋2026大会期間中及び終了後に、適用法令上認められている最大限の期間において、愛知・名古屋2026大会若しくはアジアにおけるオリンピック・ムーブメントの準備、運営、開催、推進、及び/又はOCAの活動に関連し、営利及び非営利の目的で、無償かつ追加の同意なく利用することができるものとします。ただし、アクレディテーション対象者の肖像が特定の製品又はサービスと直接的かつ明確に関連づけられる利用は除きます。

#### 2. コンテンツの撮影及び使用

アクレディテーション対象者は、当法人が禁止した場合を除き、原則として、競技大会エリアにおいて、静止画及び動画を撮影又は記録し、及び/又は音声を録音することができます。

ただし、アクレディテーション対象者は、本コンテンツに関して、アクレディテーション対象者又はその代理人からの特段の許可、対価の支払いや補償を要することなく、その知的財産権(特に日本の著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含みます。)がOCAのみに帰属すること、また、本コンテンツに関してアクレディテーション対象者が有する可能性のあるあらゆる権利をOCAに譲渡することに同意します。

また、アクレディテーション対象者は、適用法令の下、認められる最大限の範囲内において、本コンテンツについて、当法人、OCA及びこれらの者によって承認された第三者に対して、あらゆる著

作者人格権を行使しないことにも同意します。

さらに、OCAは、ア krediyteeshon taishojiaidai, honkontentsu no shiyohuonitue, seirienkaku tsukushiyoshikana raisensu o tsuyushi, a krediyteeshon taishojiaidai wa kore o seino shimasu. kakaru riyou wa, koutokuteki, hieigarihaku hieishunmoku de no shiyohuon de aru koto o yoshi, OCA ga tsuyueki ni shimeru yookushijou (OCA ga shimeru soosharu jiyu de jidigital media gaidorain o shimimasu ga koreira ni yurimaseen.) ni tsuomono de nakereba narimasen. a krediyteeshon taishojiaidai wa, honkontentsu no shiyohuonitue, miraga ikkai no sekin o tau koto o shime, tousei, OCA jiyu koreira no shi ni yotte seino sareta daitousha wa nara sekin o tauwainai koto ni douijishimasu.